

令和5年度第5回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会会議録	
議 題	1 前回会議録の承認 2 令和5年度実地調査報告書の意見に対する措置結果報告について 3 令和6年度実地調査対象の選定について 4 令和6年度活動予定について 5 その他
日 時	令和6年2月16日（金）14時00分～15時10分
開催場所	市庁舎18階 さくら14会議室
出席者	加島委員長、大立目委員※、齋藤委員、砂川委員※、寺田委員※、松委員※ （※の委員はWEB会議により参加）
欠席者	なし
事務局	三島市民情報室長、小林市民情報課長、前田市民情報課担当課長、ほか
開催形態	一部非公開（傍聴者なし）
決定事項	令和5年度第4回委員会会議録の承認 令和5年度実地調査報告書の意見に対する措置結果報告の承認 令和6年度実地調査対象の決定 令和6年度活動予定の決定
議 事	<p>【開会、会議の定足数等の確認】</p> <p>（事務局） 定刻となりましたので、令和5年度第5回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会を始めさせていただきます。開会に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、委員6名の御出席をいただいております。横浜市個人情報保護審議会規則第5条第3項により準用する、同規則第4条第2項に規定する、委員の過半数の出席という要件を満たしておりますことを、御報告いたします。</p> <p>なお、本日は傍聴人はおりません。</p> <p>この後の進行につきましては、委員長よろしく願いいたします。</p> <p>（加島委員長） ただいまから委員会を開会します。</p> <p>本日の議事のうち（3）では、実地調査対象の選定を行います。調査に伴い、市の事務局が抱えるセキュリティ上の課題等について議論するため、調査対象の具体的な部署名を公にすることには問題があります。そのため、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条に基づき、議事は非公開とします。</p> <p>【議事】</p> <p>1 前回会議録の確認 （加島委員長） まず、「(1) 前回会議録の承認」です。前回の会議録は、事務局から委員に送付済みです。何か御意見等がありますでしょうか。 （各委員） <異議なし> （加島委員長） では、承認といたします。</p>

2 令和5年度実地調査報告書の意見に対する措置結果報告について
(加島委員長) 次に、「(2) 令和5年度実地調査報告書の意見に対する措置結果報告について」に移ります。

令和5年度は、小学校及び中学校に係る個人情報取扱い事務を対象に実地調査を行い、報告書で委員会としての意見を述べましたが、これに対する措置の結果が、所管課から報告されています。

なお、この部分は公開で行いますが、調査対象の具体的な職場や施設名については公表しないので、会議中は具体的な名称は出さず、資料のとおりA小学校、B中学校でお願いします。

では、事務局から報告をお願いします。

(事務局) <資料2に基づき説明>

(加島委員長) 御説明ありがとうございました。これについて何か御意見はありますか。

(各委員) <特に意見なし>

(加島委員長) 各項目に対し、前向きに対応しているようでよかったです。

家庭と学校間の連絡にかかる「情報配信システムの安全性の確保」の指摘に対し、全市統一のシステムが導入されることについては当委員会の影響もあるのかと思います。事故が起こる前に教育委員会事務局も動いてくれ、よいことだと思います。

それでは、措置結果報告の内容については、これで了承します。

(事務局) では、この内容もちまして、審議会に措置結果報告書を提出させていただきます。その後、市のWEBサイトに掲載し、公表します。

3 令和6年度実地調査対象の選定について

(加島委員長) 次に、「(3) 令和6年度実地調査対象の選定について」に移りたいと思います。この議題は非公開といたします。

【以下、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条の規定に基づき非公開で進行】

<主な議事の趣旨>

- ・前回の委員会で決定した実地調査対象(区高齢・障害支援課)の中から、どこの区を調査対象とするか検討するため、事務局が区ごとの漏えい事故件数等について説明
- ・委員会が、事故件数、事故の内容、これまでの調査実績等を考慮し、令和6年度の実地調査対象区を選定

4 令和6年度活動予定について

(加島委員長) 次に、「(4) 令和6年度活動予定について」に移りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料4に基づき説明>

(加島委員長) ありがとうございました。委員の皆さんから、何かありますか。

(各委員) <異議なし>

(加島委員長) それでは、令和6年度の活動予定はこれで確定します。

5 その他

(加島委員長) 次に、「(5)その他」になりますが、事務局から何かありますか。

(事務局) 1月に横浜市の中学校における漏えい事故で報道されたものがありましたので、その内容について担当係長から説明させていただきます。

(事務局) <説明>

(加島委員長) 御説明ありがとうございました。これについて何か御意見はありますか。

(齋藤委員) この先生は、電車の中にリュックを忘れてしまったようですが、やはり網棚に載せたのでしょうか。

(事務局) 電車の後にバスに乗っていますが、バスを降りたときにリュックがないことに気付いたということなので、おそらくそういうことかと思えます。

(齋藤委員) 一般的に、学校の先生は、テストの採点は家でやるものでしょうか。

(事務局) 決して一般的ではないはずですが、持ち出し禁止が原則です。例外的に、上司の許可があった場合のみ可の扱いです。

(齋藤委員) わかりました。そもそもなぜ持ち帰ったのかと思いました。

(大立目委員) 自宅に持ち帰って採点するのは業務に当たるのですよね。なぜ自宅に持ち帰り、作業しなければならなかったのかがこの事案の真因だと思います。途中でなくしてしまったのはたまたまの事象です。上司の許可も取らず自宅に持ち帰って、テストの採点をしなくてはいけなくなったのはなぜなのか、そこを突き詰めないといけません。この先生は、持ち帰ってはいけないとか、申請しなければならないというルールは、おそらく知らなかったわけではないと思います。

(事務局) 知らない職員はいないと思います。

(大立目委員) 知りながらも、なぜルールを破らなければならない状況に追い込まれてしまったのかということです。その環境を取り除かないと、ほかの人でも同じようなことが起きるかもしれません。その真因を調べるべきかと思えます。

(事務局) 対症療法ではなく、体質改善から始めないと駄目だということですよ。

(大立目委員) 表面的なところでなく、真因を調べないと、別なところで同じようなことが発生する可能性があります。再発防止策は、根本的なところを探るべきかと思えます。

(砂川委員) 今の話もそのとおりかとは思いますが、許可を取らずに勝手に持ち帰ったのは、やりたくてやったのではなく、「やらなければ」というのでやったのだと思います。なぜそういうことになったのかは知りたいです。なるべく持ち出さずに済むような働き方にならないといけないと思えました。

(加島委員長) ルールの的には持ち帰らないように口酸っぱく言っているの

	<p>しょうが、現実としては守れないと思います。持ち帰って採点している人はたくさんいると思います。逆に、「持ち帰った場合にこういうふうに管理しろ」というルールを作るかです。</p> <p>(事務局) あまりそれを前提にたくない思いはありますが、前提にしなくて済むような職場環境にはなっていないのかと思います。</p> <p>(加島委員長) 学校の再発防止策だけではまた同じような事件が起きる可能性は高いです。こういう事故も起こるのだから、本当に真剣に持ち帰ってもらいたいです。個人情報に対する考え方が甘いです。42万円がバッグに入っていたら絶対にあり得ません。私はよく研修で「1万円札だと思って行動してください」と言います。裁判事例でもあります。絶対、網棚などに置きません。そういうふうに徹底させるかどうかです。</p> <p>今回、小学校、中学校が調査対象になりました。我々が調査して教育委員会に報告として出るのはまだ後なのですよね。先生方は知らないのですよね。</p> <p>(事務局) 既に教育委員会に送っています。ホームページでも見られるようになっていきます。</p> <p>(加島委員長) 徹底されてない可能性はあるということですか。</p> <p>(事務局) 教育委員会の中で周知徹底させる意味で、副市長に報告書を渡すときに総務部長も同席させましたが。</p> <p>(加島委員長) 先ほどの措置結果報告もありますが、こういう事故も起きているので、改めて徹底するようお願いします。</p> <p>(加島委員長) それでは最後に、次回の日程の確認をお願いします。</p> <p>(事務局) 最後に、次回委員会の日程を確認させていただきます。次回の委員会については、6月10日(月)午後2時からの開催となります。事務局からは以上です。</p> <p>(加島委員長) それでは、本日予定いたしました議事は以上ですので、会議を終了いたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>【閉会】</p>
資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度第4回委員会会議録(案) 2 令和5年度実地調査報告書の意見に対する措置結果報告 3 令和6年度実地調査対象の選定について 4 令和6年度活動予定(案)